平成２５年（フ）第１０７号
福島県郡山市富田町字北向79番地の１　サンフィール富田Ａ101号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市富田町字細田10番地の３
破産者　玉川　俊晴
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１８号
福島県本宮市荒井字羽山28番地２
破産者　菊地　誠一
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４５号
福島県郡山市台新２丁目６番２号　マキコーポ203号、破産手続開始決定時の住所福島県郡山市湖南町福良字屋敷前1333番地
破産者　二瓶末梨奈
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第４０号
茨城県日立市西成沢町４丁目24番24号
破産者　小谷　博一
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２５年（フ）第１７２１号
神奈川県大和市深見3817番地４
破産者　奥山　雅美
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０７号
横浜市瀬谷区三ツ境107番地５　デューヒルズ壱番館510
破産者　宇佐美広幸
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１１号
横浜市神奈川区平川町10番地８
破産者　笹本　　優
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第２６２号
横浜市戸塚区東俣野町56番地１　コーポ大南Ｂ―202号
破産者　田中　　進
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０２３号
横浜市緑区北八朔町1982番地１　グランメール小嶋201号
破産者　青木　恒明
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１０５８号
横浜市神奈川区羽沢南１丁目41番３号
破産者　岩田　貴志
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１６９号
横浜市港北区新羽町4135番地　㈱コマツトレーディング内
破産者　瀧口　誠一
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１１８４号
神奈川県海老名市柏ケ谷550番地スプリングガーデンＢ102、開始決定時の住所神奈川県藤沢市城南３丁目１番33―814号
破産者　津金　祐司
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１３７号
静岡県藤枝市下青島132番地の１　リリーベル102号、旧住所静岡県藤枝市谷稲葉487番地の３
破産者　半田　貴裕
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３４６号
愛知県額田郡幸田町大字深溝字小山18番地、前住所愛知県額田郡幸田町大字深溝字小山46番地２
破産者　本田　嘉苗
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第１３号
愛知県額田郡幸田町大字坂崎字上田38番５号幸田寮312、開始決定時の住所愛知県岡崎市中島町字藤屋38番地　アイシン・エイ・ダブリュ第二六ツ美寮Ａ104Ｌ（住民票上の住所）
沖縄県沖縄市字松本991番地３　福美102
破産者　当真　嗣信
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第５５号
愛知県安城市相生町１番15号　メトロヒルズ安城102、前住所愛知県安城市御幸本町16番15号
破産者　深谷　政信
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９３号
愛知県安城市今本町８丁目４番地１ニューホリゾントゆたか205
破産者　藤原　　勝
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２７年（フ）第９７号
滋賀県彦根市西沼波町719番地６
破産者　岸田　恵美
１　決定年月日　平成27年10月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部